

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年9月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100166号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100042号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成15年7月10日及び平成17年12月10日の標準賞与額を訂正することが必要である。訂正後の標準賞与額は、平成15年7月10日は38万5,000円、平成17年12月10日は50万4,000円とする。
平成15年7月10日及び平成17年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成15年7月10日及び平成17年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。
- 2 請求者のA社における平成17年12月10日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から51万6,000円に訂正することが必要である。
なお、平成17年12月10日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年9月1日から平成16年9月1日まで
③ 平成17年12月10日

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた請求期間①及び③に賞与が支給されていたが、標準賞与額の記録がない。また、請求期間②に係る厚生年金保険料納付額が、当時給与から控除されていた保険料額と異なる。当時の給与明細書の内容を書き写したノートを提出するので、標準賞与額及び標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①、②及び③について、平成 24 年にA社を合併したB社の事業主は、請求期間当時の資料を確認することができないと回答しているものの、請求者は、平成 15 年から平成 17 年までの給与及び賞与明細書の内容を書き写したとするノート及びA社が交付した平成 15 年分から平成 17 年分までの給与所得の源泉徴収票を提出しており、当該ノートに記載された給与及び賞与支給額、社会保険料控除額の各年毎の合計額は、上記の各源泉徴収票の「支払金額」、「社会保険料等の金額」に記載された金額とそれぞれ一致することから、当該ノートに記載された内容は、A社が請求者に交付した給与及び賞与明細書の内容と相違ないと認められる。

2 請求期間①及び③について、前述のノートにより、請求者は、請求期間①は標準賞与額 38 万 5,000 円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、請求期間③は標準賞与額 51 万 6,000 円に見合う賞与の支払を受け、標準賞与額 50 万 4,000 円に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各請求期間に係る標準賞与額については、前述のノートにより確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 38 万 5,000 円、請求期間③は 50 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は、平成 15 年 7 月 10 日及び平成 17 年 12 月 10 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

3 請求期間③について、前述のノートにより、請求者は、A社から平成 17 年 12 月 10 日に 51 万 6,000 円の賞与を支給されたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額を、上記 2 の訂正後の標準賞与額（50 万 4,000 円）から 51 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 2 の訂正後の標準賞与額を除く。）について、請求者は、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

4 請求期間②について、前述のノートにより、請求者は、標準報酬月額 32 万円に基づく厚生

年金保険料を給与から控除されていることが確認できるものの、当該期間に係る標準報酬月額
の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準
報酬月額は、30万円であると認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及
び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請
求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月
額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記による認定額は30万円であり現在の標準報酬月額の記録と一致している
ことから、請求期間②に係る標準報酬月額の訂正を認めることはできない。